

② 事業者の方へ

チャレンジ企業支援センター

創業・ベンチャー・経営革新等を目指す県内企業に対し、「情報の提供」「相談・助言」「専門家の派遣」「事業可能性の評価」等の事業を行う支援拠点としての役割を担い、個々のニーズに応じたきめ細やかな対応を行っています。

支援についての詳細をご希望の方は、同センターにお問い合わせください。

同センター企業支援センター(公財) 千葉県産業振興センター内
☎043(299)2907

「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」を募集しています

県では、障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている企業・事業所を「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定し、公表することで障害のある人の雇用に対する理解と促進を図っています。

「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定されると、認定書が交付され、事業所名・取組内容等を県ホームページで紹介し、また、企業イメージの向上などの効果が期待できます。また、認定された事業所は、ロゴマークを会社案内や名刺等に使用することができます。

現在146事業所が認定されており、認定された事業所等からは、「職員が協力的になった」、「職員が誇りに思うようになった」との社内の効果や、「事業所の見学者が増

えた」、「インターシッポの依頼がきた」など対外的な効果があったとの声も届いています。みなさまからのご応募をお待ちしております。

同千葉県商工労働部産業人材課
☎043(223)2756
http://www.pref.chiba.jp/sainj/shougai/friendly/index.html

中小企業経営革新

経営革新とは、中小企業が経営の向上を目指し、新たな取組みを行うことです。経営革新計画の承認を受けた企業は、「低利融資」「保証枠の拡大」等の支援措置が利用できます。(ただし融資にあたっては別途金融機関の審査があります。)

なお、計画作成の支援を、チャレンジ企業支援センター等が行っておりますので、希望される方は同センター等にお問い合わせください。

同千葉県商工労働部経営支援課 課経営革新・商業支援室
☎043(223)2712

同千葉県商工労働部経営支援センター
☎043(299)2907

千葉県の中小企業向け融資(県融資制度)

千葉県では県内に事務所又は事業所を設け事業を営んでいる中小企業者(個人・会社)の方や県内で新規創業される方(創業者)に対し、事業に必要な資金を円滑に調達していただくため、融資制度を設けています。

◎事業資金
▼対象者：中小企業者等

▼対象経費：設備資金・運転資金
▼融資限度額：設備資金は1億円以内(所要資金の90%以内)・運転資金は8千万以内

▼融資利率(※融資期間によって異なります)：固定金利年2.0%～2.6%(企業の経営状態に応じて±0.5%範囲で設定される場合があります)

▼融資期間
○設備資金：10年以内
○運転資金：7年以内

▼保証人：法人代表者以外原則不要

◎創業資金
▼対象者：創業者又は創業後5年未満の中小企業者

▼対象経費：設備資金・運転資金
▼融資限度額：2,500万円以内(設備資金は所要資金の80%以内、運転資金は1,500万円以内、創業者は融資額と同額の自己資金が必要)

▼融資利率(※融資期間によって異なります)：固定金利年1.4%～1.8%

▼融資期間
○設備資金：7年以内
○運転資金：5年以内

▼保証人：法人代表者以外原則不要

同千葉県商工労働部経営支援課
☎043(223)2707

同千葉県商工労働部経営支援センター
☎043(223)2707

「社員いきいき！元氣な会社」宣言企業大募集!

千葉県では、仕事と家庭の両立を支援する会社を応援します。仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる会社として、公表書を交付するとともに企業名・取組内容を県ホームページに掲載し、広く紹介していきます。

例えば、仕事と仕事以外の生活が両立できる配慮、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備、地域社会での子育て支援やボランティア活動の参画など、ワーク・ライフ・バランスの取組には、経営者の意識が大切です。

「社員いきいき！元氣な会社」宣言をして、会社のやる気を社内外へ公表しませんか。

同千葉県商工労働部雇用労働課
☎043(223)2743

同千葉県商工労働部雇用労働課
☎043(223)2743

内職事業所登録をお願いします

内職を探している方が増えています。内職を提供できるお仕事がありましたら、登録をお願いします(所轄の労働基準監督署への届出が必要です)。

同千葉県商工労働部雇用労働課
☎043(223)2743

中途採用及び従業員受入先紹介等のお手伝いをします

事業の拡大や組織の強化・退職者の補充等により、人材の確保(出向受入又は中途採用)が必要な事業者や、事業所の移転・縮小・閉鎖等に伴い従業員の受入先事業所を探しの事業者に対し、相談・受入先開拓・情報提供等のお手伝いをいたします。

▼対象：①求人(出向受入・中途採用)をお考えの事業者
②従業員(出向・移籍による)の受入先をお探しの事業者

▼費用：無料
▼利用時間：9時～12時15分、13時～17時15分(土・日・祝日を除く)

同千葉県雇用安定センター
☎043(225)4855

千葉高齢・障害者雇用支援センター

高齢者雇用支援業務(各種助成金・奨励金の申請受付)
高齢者等の雇用の促進を図ることを目的に、事業主の方や事業主団体に雇用安定事業に基づく助成金・奨励金を支給しています。千葉高齢・障害者雇用支援センターでは、助成金・奨励金の支給に係る申請書の受付等を行っています。

同千葉県労働委員会事務局
☎043(223)3735
http://www.pref.chiba.jp/chirui/

労働条件の整備をお手伝いします

5年以内に起業した・初めて人を雇った事業主を対象に、労働条件の管理に詳しい専門家が会社を訪問し、実情に応じた安心・安全な職場づくりを無料でアドバイスいたします。

同(社)全国労働基準関係団体連合会 千葉県支部
☎043(241)2626

障害者の雇用を支援します

障害者職業センターでは、事業主に対して障害者雇用に関する相談・支援を行っています。

△助成金・奨励金一覧▽
●中小企業定年引上げ等奨励金
●高齢者職域拡大等助成金
●高齢者労働移動受入企業助成金

障害者雇用支援業務(各種助成金の申請受付)
事業主や事業主の団体が障害者を新たに雇い入れたり、障害者の安定した雇用を維持するために、作業施設や設備の改善をしたり、職場環境への適応や仕事の習熟のためのきめ細かい指導を行ったりする場合には、少なからぬ経済的負担がかかることがあります。障害者雇用納付金制度に基づき助成金は、その負担の軽減を図ることで障害者の雇い入れや継続雇用を容易にしようとする制度です。千葉高齢・障害者雇用支援センターでは、支給に係る申請書の受付等を行っています。

△助成金一覧▽
●障害者作業施設設置等助成金
●障害者福祉施設設置等助成金
●障害者介助等助成金
●職場適応援助者助成金
●重度障害者等通勤対策助成金
●重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
●障害者能力開発助成金

詳しい内容は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉高齢・障害者雇用支援センターへお問い合わせください。

同千葉県労働委員会事務局
☎043(204)2901

個別労働紛争のあっせん

千葉県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間で解雇、配転、賃金、いじめなどのトラブルが生じたとき、公正・中立な立場で迅速な解決のお手伝いをします。

同千葉県労働委員会事務局
☎043(204)2901

大網白里町中小企業資金融資制度

大網白里町では、町内中小企業の振興を図るため、中小企業信用保険法及び千葉県信用保証協会の信用保証に基づいて、金融機関が中小企業に貸し付ける事業資金の融資を円滑にするための制度を設けております。要件等は以下のとおりです。

○町産業振興課
☎(70)0355

○千葉銀行大網支店
☎(72)1181

○千葉興業銀行大網支店
☎(73)2031

○京葉銀行大網支店
☎(72)3171

○町産業振興課
☎(70)0355

○千葉銀行大網支店
☎(72)1181

▼対象者：町内に店舗、工場、事業場、営業所等を有する法人及び個人事業主で左記に掲げる要件を備える者

○事業上の運転資金又は設備資金であること

○担保又は連帯保証人のあること(ただし、千葉県信用保証協会が不要と認めた場合はこの限りではありません)

○町税完納者であること

▼融資限度額
○設備資金
1,500万円以下

○運転資金
500万円以下

▼融資利率(※融資期間によって異なります)
○設備資金/10年以内
固定金利年2.7%～3.7%

※町から利子の一部の補給を受けることができます(要申請)

▼融資期間
○設備資金/3年以内

○運転資金/半年

▼貸付金融機関
○千葉銀行大網支店

○千葉興業銀行大網支店

○京葉銀行大網支店

○受付場所
同町産業振興課又は貸付金融機関

同町産業振興課
☎(70)0355

同千葉銀行大網支店
☎(72)1181